

特集1

主体性をもって学んでもらうための 精神看護の授業や実習の工夫を紹介します

著者の皆さんに「私はこういう工夫をし、こんな方法をとってます」ということをそれぞれに紹介いただき、読者へ届けたいと思います。

1. 認知症の症状について見立てを構築するための学習法——石川翔吾、上野秀樹、竹林洋一
2. Active Learningに向けた私の授業の工夫——安保寛明
3. 私が授業で使っている教材と、その理由——近田真美子
4. 精神科実習の“今”。現実と難しさ、そして理想
5. CNS実習をACTで。実習した側はどう感じたか——山本智之
6. 金沢医科大学の実習の工夫。プロセスレコードとコンコーダンスに焦点をあてて——長谷川雅美、田中浩二、長山豊

焦点

救急搬送時のサマリーの書き方

◎中村創、三上剛人

特別記事

食事介助の仕方を変えれば、 誤嚥せずにQOLが上がるのです

◎佐藤良枝

編集後記

さかのぼって調べてみたら、当事者研究を初めてこの雑誌で載せたのは2001年11月号でした（第1回目の研究者は清水里香さん）。当初、この革命性に気づいていなかった私ですが、2回目に河崎寛さんが登場した時に、「なんだこれは!」と衝撃を受けたことを覚えています。いや、正直言えば、衝撃じゃなくて怒りでした。だって親への要求をエスカレートさせ、叶えられなくなったら爆発し、新築の家まで燃やしてしまったというのですから。しかもそのことを反省的でなく、淡々と書いてあったその書き方に、怒りが湧いてしまったのです。私は向谷地生良さんに新橋の居酒屋、養老の滝で問い詰めるように質問してしまいました。「河崎さんはこれだけのことをやっても反省をしていないのですか?」と。すると向谷地さんは焼き鳥の串を外しつつ、ゆっくり考えながら答えてくれました。「河崎さんはこれまで自分を見つめて反省しすぎることで、爆発してしまっていました。だからこそ、爆発してしまうつらさをいったん自分の外に出し、研究対象として見つめる（外在化する）というスタンスに意味があったんです」と。ほお〜……なるほど……。ではそのことをこそ書かないと、読者に通じないですよ、ということで、2002年1月号に「なぜ研究という形をとるのか? 自分を研究することの意味とは?」という向谷地さんのコメントを載せたのでした。▶それがもう15年も前のこととは!（ほひ〜）そして今特集に見るように、とうとう精神医療界に広まってきたとは!!（ぶは〜）（石川）

*予定ですので、著者、内容含め変更になる場合があります。

【今月号の表紙】行きつまり少年、汗たらたら。でも、顔を上げてみれば、周りに仲間がいるのにな。

精神看護 第20巻第3号 2017年5月15日発行(隔月刊) 発行:株式会社医学書院 代表者:金原優 〒113-8719 東京都文京区本郷1-28-23
Published by IGAKU-SHOIN Ltd. 1-28-23 Hongo, Bunkyo-ku Tokyo ©2017, Printed in Japan 販売部: ☎03-3817-5659
『精神看護』編集室: ☎03-3817-5769 FAX03-5804-0485 担当: 石川・伊藤 E-mail: seikan@igaku-shoin.co.jp
本文・表紙デザイン: 高見清史 (view from above) 表紙イラスト: 大西洋 印刷・製本: アイワード
1部定価: 本体1,300円+税
2017年年間購読料(送料弊社負担、年間6冊): 本体7,080円+税(冊子版)/本体10,080円+税(冊子+電子版/個人)/本体7,080円+税(電子版/個人)

本誌に掲載する著作物の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・貸与権・公衆送信権(送信可能権を含む)は株式会社医学書院が保有します。本誌を無断で複製する行為(複写、スキャン、デジタルデータ化など)は、「私的使用のための複製」など著作権法上の限られた例外を除き禁じられています。大学、病院、診療所、企業などにおいて、業務上使用する目的(診療、研究活動を含む)で上記の行為を行うことは、その使用範囲が内部的であっても、私的使用には該当せず、違法です。また私的使用に該当する場合であっても、代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。

【COPY】(出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に出版者著作権管理機構(☎03-3513-6969、FAX03-3513-6979、info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。

*『精神看護』は、株式会社医学書院の登録商標です。